

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会  
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 23年 7月 28日

## オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
北海道②王子製紙間伐促進プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	王子製紙株式会社(オウジセイシカブシキガイシャ)		
住所	東京都中央区銀座4丁目7-5		
代表者氏名	篠田 和久	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	辻本 篤郎	担当者 所属部署・役職	資源戦略本部 企画管理部 グループマネージャー
担当者 E-mail	atsuo-tsujimoto@ojipaper.co.jp	担当者電話番号	03-3563-4567
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	王子木材緑化株式会社(オウジモクザイリョッカカブシキガイシャ)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名(フリガナ)	王子製紙株式会社(オウジセイシカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	社団法人日本能率協会		



<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																															
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b> 王子製紙社有林である夕張・栗山、津別、網走、遠軽、美瑛、風連、士別、弟子屈、阿寒山林を対象として、山林所有者：王子製紙、山林管理・事業実行者：王子木材緑化共同にて間伐を促進し、二酸化炭素の更なる吸収を図る。また、これにより木材資源の有効活用と公益的機能の増進を図る。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b> 対象山林のすべてにおいて森林施業計画の認定を受けており森林法第5条に定める森林である。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>【夕張・栗山山林】 空知支庁認定 No.空 15-A1 (期間:2003/10/10~2008/10/9) 空知支庁認定 No.空 20-A1 (期間:2008/10/15~2013/10/14)</p> <p>【津別・網走山林】 網走支庁認定 No.網 20-A6 (期間:2008/9/1~2013/8/31)</p> <p>【遠軽山林】 遠軽町認定 No.9-01 (期間:2009/9/1~2014/8/31)</p> <p>【美瑛山林】 上川支庁認定 No.上 20-A1 (期間:2008/11/1~2013/10/31)</p> <p>【風連山林】 上川支庁認定 No.上 20-A2 (期間:2008/11/1~2013/10/31)</p> <p>【士別山林】 士別市認定 No.18-01 (期間:2006/10/16~2011/10/15)</p> <p>【弟子屈乙山林】 釧路支庁認定 No.釧 20-A2 (期間:2008/9/1~2013/8/31)</p> <p>【阿寒山林】 釧路支庁認定 No.釧 15-A4 (期間:2003/8/10~2008/8/9) No.釧 20-A1 (期間:2008/9/1~2013/8/31)</p> <p>いずれの山林においても、現行計画の期間満了後は計画期間が切れることなく次計画を提出する。</p> <p><b>【採用技術】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トウルーパールス 360B</td> <td>Laser Technology 社</td> <td>15 年</td> <td>2010 年 9 月</td> <td>電子コンパス付きレーザー距離計兼、樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>モバイルマップパー6</td> <td>Magellan 社</td> <td>15 年</td> <td>2010 年 9 月</td> <td>GPS 機能付きポケットコンピュータ</td> </tr> <tr> <td>MapManagerPRO</td> <td>(株)竹谷商事</td> <td>15 年</td> <td>2010 年 9 月</td> <td>測量ソフト</td> </tr> <tr> <td>GPSMAP 60 CSX</td> <td>ガーミン社</td> <td>15 年</td> <td>2007 年 11 月</td> <td>GPS</td> </tr> <tr> <td>輪尺</td> <td>HISANAGA 社、 櫛田度器製作所</td> <td></td> <td>2000 年頃</td> <td>胸高直径測定器具</td> </tr> </tbody> </table> <p>○輪尺については破損等で精度が落ちたと判断したら、更新(買換え)を行っている。 ○対象地周囲測量の一部を外部業者に発注する予定。 使用する可能性のあるGPS機器として下記のものあげる。 ・Leica社製、“SR20” ・(株)ディーシステム社製、“ASIST”</p> <p><b>【モニタリング方法】</b> オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用) ver.3.0 に準拠して実施する。</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b> 方法論 No. R001 ver.4.1 に準拠して算定する。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b> 吸収量算定者:王子製紙(株)資源戦略本部副本部長 吸収量算定確認者:王子製紙(株)資源戦略本部企画管理部グループマネージャー 吸収量算定担当者:王子木材緑化(株)林業部担当部長 吸収量測定者:王子木材緑化(株) 林業部、および苦小牧、旭川、遠軽、釧路営業所 内部監査:王子製紙(株)環境経営本部環境経営部 地球温暖化対策室長</p>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	トウルーパールス 360B	Laser Technology 社	15 年	2010 年 9 月	電子コンパス付きレーザー距離計兼、樹高測定器	モバイルマップパー6	Magellan 社	15 年	2010 年 9 月	GPS 機能付きポケットコンピュータ	MapManagerPRO	(株)竹谷商事	15 年	2010 年 9 月	測量ソフト	GPSMAP 60 CSX	ガーミン社	15 年	2007 年 11 月	GPS	輪尺	HISANAGA 社、 櫛田度器製作所		2000 年頃	胸高直径測定器具
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																										
トウルーパールス 360B	Laser Technology 社	15 年	2010 年 9 月	電子コンパス付きレーザー距離計兼、樹高測定器																											
モバイルマップパー6	Magellan 社	15 年	2010 年 9 月	GPS 機能付きポケットコンピュータ																											
MapManagerPRO	(株)竹谷商事	15 年	2010 年 9 月	測量ソフト																											
GPSMAP 60 CSX	ガーミン社	15 年	2007 年 11 月	GPS																											
輪尺	HISANAGA 社、 櫛田度器製作所		2000 年頃	胸高直径測定器具																											

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p><b>【QA / QC 体制】</b></p> <p>教育訓練: 王子製紙資源戦略本部・王子木材緑化林業部共同にて現地調査実施年に行う。          情報管理: 王子木材緑化林業部が管轄し、バックアップデータを王子製紙資源戦略本部が所有する。保管期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。          データの確認: 王子製紙資源戦略本部・環境経営本部地球温暖化対策室にてダブルチェックを行う。          内部監査: 内部監査員は王子製紙地球温暖化対策室長とし、モニタリング報告書作成時に実施する。測定機器の維持管理: 校正管理は王子木材緑化林業部および苫小牧、旭川、遠軽、釧路にて行う。</p>
<p>プロジェクト 実施場所</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>①王子製紙(株)資源戦略本部; 東京都中央区銀座四丁目 7-5          ②王子木材緑化(株)営業本部林業部; 東京都江東区新木場一丁目 1-1          ③王子木材緑化(株)苫小牧営業所; 北海道苫小牧市高丘 55          ④王子木材緑化(株)旭川営業所; 北海道旭川市永山町 10 丁目 74(旭川林業会館 4F)          ⑤王子木材緑化(株)遠軽営業所; 北海道紋別郡遠軽町南町 3          ⑥王子木材緑化(株)釧路営業所; 北海道釧路市大楽毛 3 丁目 2-5</p> <p>1 夕張山林 夕張市字富野 210-3, 224, 225-1, 226-1</p> <p>2 栗山山林 519-19, 520-1, 522-1, 522-2, 523-1, 547-1, 547-2, 554-1, 554-8, 554-14, 554-15, 563-1, 563-2, 564-1, 566-1, 567, 568, 569-2, 573-2, 574-1, 575-1, 573-3, 字本沢 22-1, 24-1, 24-13, 24-15, 24-20, 93, 94-1, 106-1, 107, 117-1, 117-4, 133, 135-1, 143, 144, 150, 152-1, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172-1, 172-17, 172-21, 176-1, 176-2, 177-1, 178, 179, 180-1, 181-1,</p> <p>3 津別山林 網走郡津別町 字恩根 367, 368, 369, 542-1, 542-2, 542-3, 542-4, 542-5, 542-6, 542-7, 542-8, 542-9, 542-10, 542-13, 542-15, 542-16, 542-18, 542-19, 542-20, 542-21, 字栄</p> <p>4 網走山林 網走市 字平和 114, 字卯原内 548, 549, 550, 556, 559, 560, 561, 562, 660, 662, 663-1, 663-2, 663-3, 663-4, 663-5, 664, 665-1, 665-1-1, 704-1, 704-1-1, 704-1-2, 704-5</p> <p>5 遠軽山林 紋別郡遠軽町字白竜 2, 3, 20-1, 20-4, 20-6, 20-23, 20-24, 76-1, 77-1, 79, 82, 83-1, 85-1, 86, 87, 90</p> <p>6 美瑛山林 上川郡美瑛町 字ウハクハツ976-1, 976-2, 976-84, 976-224, 976-225, 977-1, 1059-1, 1060, 1061, 1062, 1099-1, 1296, 1297, 1298, 1299, 1495, 1497-1, 1498, 1499-1, 1500,</p> <p>7 風連山林 名寄市風連町字池の上 34-2, 39-1, 39-2, 39-2</p> <p>8 士別山林(多寄団地) 士別市多寄町 5167-1, 5167-3</p> <p>9 弟子屈 川上郡弟子屈町字弟子屈 415-1, 415-2, 415-5, 415-6, 415-12, 415-13, 415-15, 415-16, 415-17, 415-18, 415-19, 415-21, 415-24, 415-27, 415-29, 415-30, 415-32</p> <p>10-1 阿寒山林(徹別第2団地) 釧路市阿寒町 東栄28,46,46-1,46-2,49,49-1,49-2,49-3</p> <p>10-2 阿寒山林(仁々志別団地) 釧路市阿寒町 字下仁々志別68-4, 68-11, 68-12, 65-1, 65-3, 66-1, 66-2, 66-3, 66-6, 66-7, 66-8, 66-9, 66-19, 67-1, 67-2, 68-1, 68-3, 字東栄南90-1, 90-2, 90-3, 91, 92,</p>
<p>&lt;方法論 R001・ R002・R003 のみ&gt; プロジェクト 対象面積</p>	<p>1,867.60ha</p>

プロジェクト 期間	2007年4月1日～2013年3月31日(6年0ヶ月)						
クレジット期 間	2008年4月1日～2013年3月31日						
プロジェクト 計画開始届 提出日	2011年6月24日						
妥当性確認 終了日	2011年7月27日						
想定 削減 ・ 吸 収 量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	t-CO <sub>2</sub>	2,176.48	3,952.11	7,171.75	9,161.62	9,749.44	32,211
適用モニタ リング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver.3.0						
適用方法論	方法論番号	No. R. 001 ver. 4.1					
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウ ントの防止 の措置を講 ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<sup>3</sup> 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウ ントの防止 措置内容	<p>以下、該当する場合は、口に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
------------------------	--

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.ojipaper.co.jp/

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上